

令和元年度

受診期限が迫っています

歯周病検診未受診者の方へ

～歯周病検診事業を利用しましょう～

令和元年度中に満40歳以上で5歳刻みの年齢に達する組合員の皆さんへ、昨年5月に歯周病検診を無料で受けられる受診券を配付しています。

歯周病は、進行すると歯を支える骨が溶けて歯を失う原因になり、また糖尿病等の生活習慣病との関連性も指摘されている病気です。

受診期限が令和2年3月31日までとなっていますので、該当された方は5年に一度となるこの機会にご自身の健康維持のため受診しましょう。

■対象者 令和元年度中に満40歳以上で5歳刻みの年齢に達する組合員
(任意継続組合員を除きます)。

※原則、歯の治療中の方は受診できません。

■受診期限 令和2年3月31日(火)

■自己負担額 無料(当組合が全額負担します。)

■検診内容 歯周組織の検査、問診、指導

■その他 「歯周病検診受診券」を紛失した場合は再交付しますので、「歯周病検診受診券再交付申請書」を提出してください。(当組合ホームページ「申請書類一覧」からダウンロードできます。)



子供の治療用眼鏡等の 給付上限額が変更になりました

9歳未満の小児が治療用眼鏡を作成したときは、児童福祉法の規定に基づく価格に1.06(令和元年9月までは1.048)を乗じた額を上限とし、実際に支払った金額の7割(小学校入学前は8割)が家族療養費として支給されます。



作成内容	児童福祉法の規定に基づく価格	変更前(令和元年9月まで) 給付上限額(基準価格×1.048)	変更後(令和元年10月から) 給付上限額(基準価格×1.06)
眼鏡	36,700円	38,461円	38,902円
コンタクトレンズ (1枚当たり)	15,400円	16,139円	16,324円

(例) 給付割合が7割(小学校入学後)の場合

30,000円の眼鏡を購入	30,000円の7割に当たる21,000円が支給されます。
50,000円の眼鏡を購入	上限額を超えるため、上限額38,902円の7割に当たる27,231円が支給されます。